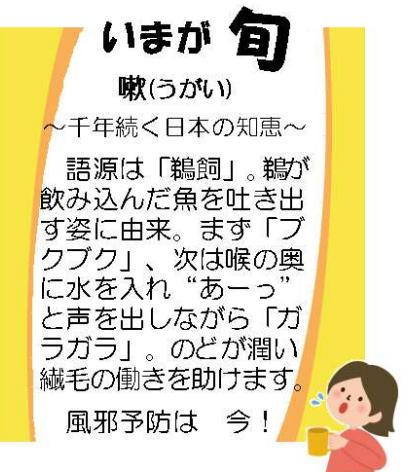


# 消費生活センターだより

No.374 2018年10月1日 羽村市消費生活センター運営委員会発行  
羽村市緑ヶ丘5-1-30 TEL(042)555-1111(内640)

羽村 消費生活センターだより 検索



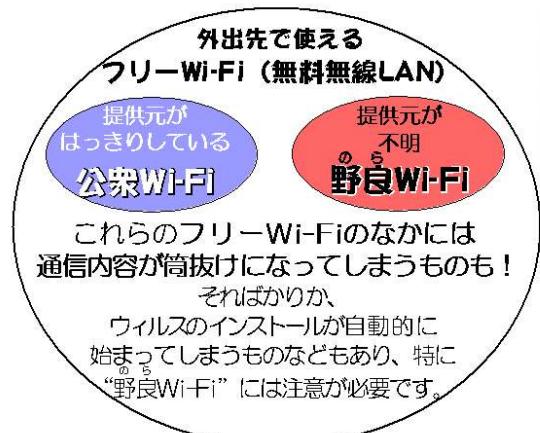
## くらしの アンテナ



「Wi-Fi（ワイファイ）つかえます」街なかでこんな表示を見たことはありませんか？

Wi-Fiは、ケーブルを使わずに無線通信を利用してデータをやり取りする仕組みです。スマートフォン、タブレット端末、パソコンのほか、テレビ、プリンター、携帯ゲーム機や音楽プレーヤーなど、Wi-Fiを利用して使う機器は私たちの身近に広く普及しています。

そして、公共施設や店舗、地下街などの外出先でも無料で通信することができる“フリーWi-Fi”サービスが増えています。



### ここが危ない！ フリー Wi-Fi



- メールの内容や通話履歴、パソコンやスマートフォン内にある連絡先などの情報が流出する。
- WebサービスのIDやパスワード、クレジットカード番号が盗まれ、悪用される。
- スマートフォンやノートパソコンなどの端末を乗っ取られ、それを遠隔操作されたり、写真や動画を自分が知らない間に勝手に送信されてしまう。



**ポイントはこれ！**  
外出時はできるだけ、Wi-Fiの自動接続機能をOFFに設定しましょう。



- 鍵マークのついていないWi-Fiスポットには接続しない。
- ホームページのURLが「https://」で始まり、ブラウザに「鍵マーク」が表示されているかを確認。
- インターネットバンキングなど、流出するとリスクの高い情報は、フリーWi-Fiで通信しない。



インターネット通信は、傍受される可能性があることを常に意識しておくことが重要です。  
一人ひとりの情報セキュリティ対策が、みんなの安全につながることを忘れずに。

参照：総務省『国民のための情報セキュリティサイト』



### DVD上映会のお知らせ

スマホやパソコンには危険がいっぱい！



自分が使いたいアプリやソフトだけ使えばいい」と思っていませんか。そんな人はご用心！  
あなたが気付かない間にネット犯罪の被害者になる可能性は大いにあります。「自分は大丈夫」と思わないで、ぜひ一緒にDVDを観ながら、スマホやパソコンの利用方法を見直してみませんか。

※東京都制作「ネットワーク利用犯罪被害防止及びネットリテラシー向上啓発DVD」を上映します。

## 消費生活センター相談室からのお知らせ

### 法務省管轄支局 民事訴訟管理センターなど からの架空請求ハガキ等にご注意を！



「法務省管轄支局 民事訴訟管理センター」、「法務省管轄支局 国民訴訟通達センター」などと称する差出人から、「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」などと題した架空請求のハガキなどが届いたという相談が、当センターや全国の消費生活センターで急増しています。

※法務省管轄支局と称する事業者と、国の行政機関である法務省とは一切関係はありません。また、法務省の組織には「管轄支局」という名称の部署は存在しません。



#### 【相談事例】

- 「総合消費料金未回収について委任された件につき最終通告」というハガキが届きました。管理番号があり、国の機関のような名称でした。
- 「総合消費料金訴訟最終通告」という名称でハガキが届き、放置すると訴訟になるとして、その期限が切られていきました。
- 「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」という保護シール付のハガキが届きました。

#### 【架空請求ハガキ】のサンプル

総合消費料金に関する  
訴訟最終告知のお知らせ

管理番号（あ）1342

この度、ご通知致しましたのは貴方の利用されていた契約会社、ないし運営会社から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させて頂きます。  
尚、ご連絡なき場合原告側の主張が全面的に受理され執行官立会いの元、給料差押え及び動産、不動産の差し押さえを強制的に行なわせて頂きますので裁判所執行官による執行証書の交付を承認していただけようお願い致します。  
裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて承っておりますので、職員までお問合せ下さい。

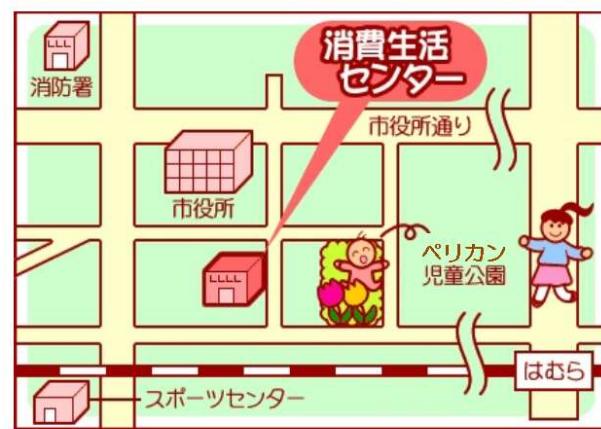
尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年9月4日

法務省管轄支局 国民訴訟通達センター  
東京都千代田区霞が関4-1-9  
お問合せ窓口 [REDACTED]  
受付時間 9:00~19:00

問合せ：羽村市消費生活センター相談室  
042-555-1111（内線641）

ひとりで悩まず、まず相談！  
専門の相談員がお話を伺います。  
(秘密厳守・無料)



羽村市緑ヶ丘5-1-30

# おしゃらせ

第49回  
羽村市消費者展

今年のテーマは  
**「プラスチック拒否宣言!!**  
できる…かな!?

日 時：11月3日（土）・4（日）  
午前10時～午後4時  
会 場：富士見公園

“STOP! theプラスチック生活”  
「こんな工夫、どうですか？」  
あなたのアイデア、聞かせてください！

【常設コーナー】  
・消費生活相談・生ごみ堆肥・鍋帽子ほか



昨年度の様子

第1回  
一日生活教室

親父の  
料理

日 時：12月1日（土）  
午前9時30分～午後1時  
会 場：消費生活センター2F調理室  
参加費：800円（持ち帰り分・保険代含む）  
定 員：20名【先着・男性】  
申込み：10月1日（月）午前9時～



消費生活センターへ



お正月はこれ!  
かたまり肉で豪快に!

※ エプロン・三角巾・  
タオル・筆記用具・  
持ち帰り用容器を  
お忘れなく。

お申込み・お問い合わせは消費生活センターへ 電話 042-555-1111（内線640）

日本の農業は、平成12年と比べ耕作地は7%、農業従事者（以下、農業者）は50%以上減っています。およそ1億3千万人の食卓をわざか180万人の農業者が支えているのが現状です。農業を守ること、農産物を確保するためだけではありません。雨水を貯え土砂崩れを防ぐ、動植物の生態系を守るなど、の役割を担っています。金額にしておよそ9兆円近い価値があります。その他、生来農耕民族化の継承や、農業体験による教育など、すぐにはお金に換算できない価値が農業には少しも変わりません。

羽村市は、田んぼも畠もある都内でも数少ない土地柄です。ここ十年で耕作地は5%、農業者は11%減り、平均年齢67歳と高齢化は進んでいます。しかし、農業を守るために挑戦する姿勢

だれもが拍手を送りました。育った雑草魂の農業高校生の活躍に、だれもが拍手を送りました。

67歳 農業者



104戸

羽村市内の農家

成29年度現在）。

当日は、ナス畑の周囲にソルゴーやマリーゴールドを育てるバンカープランツ

総面積のおよそ4%、農家

は104戸、40種類を超える作物を生産しています。

毎日、羽村市農産物直売所、

JJA農産物直売所「ベジベジ」や精米店（米のみ）な

どに出荷しています。

生産以外の場面でも、多

くの取り組みをしています。

6カ所（220区画）の市

民農園、平成20年から始まっ

た市民体験農園、チューリッ

プまつりなど農地として残

すための努力をしています。

そして、農業体験や農ウオー

クの企画、年数回の農政だ

よりを発行す

ます。そのため、農地として残すための努力をしています。

そして、農業体験や農ウオー

クの企画、年数回の農政だ